

諮詢番号：平成30年度諮詢第16号

答申番号：平成31年度答申第7号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却すべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、平成30年1月1日現在で神戸市 [REDACTED] に住民登録し、同所に住所を有する個人である。
- 2 審査請求人は、平成30年3月10日、同日付け平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B（区[REDACTED]整理番号[REDACTED]。以下「本件確定申告書」という。）により、特定配当等に係る所得について総合課税を選択する旨の申告をした（以下「本件申告1」という）。
- 3 処分庁は、平成30年6月12日付けで、審査請求人の平成30年度の市民税及び県民税（以下「市民税等」という。）を賦課する旨の決定（以下「本件賦課処分」という。）をし、市民税・県民税税額決定（納税）通知書（通知書番号[REDACTED]。以下「本件納税通知書」という。）により、審査請求人に通知した。
- 4 審査請求人は、平成30年8月20日、処分庁に対し、同日付け平成30年度市民税県民税の申告書（以下「本件市民税等申告書」という。）により、特定配当等に係る所得について申告不要制度を選択する旨の申告をした（以下「本件申告2」という）。
- 5 処分庁は、平成30年8月29日付けで、本件申告2に対し所得税と異なる

る課税方式の選択を適用しない旨の処分（以下「本件否認処分」という。）をし、同日付け神行主第■号「平成30年度所得税と異なる課税方式の選択について」（以下「本件通知書」という。）により、審査請求人に通知した。

6 審査請求人は、平成30年10月9日、本件否認処分について、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第313条第12項の趣旨内容への変更を求める審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

(1) 平成29年度税制改正の理由及び趣旨

平成29年度税制改正の大綱（平成28年12月22日閣議決定。「以下「大綱」という。）において、神戸市も認めているとおり、上場株式等に係る配当所得について所得税と住民税で別々の課税方式が採用できるかが、市町村により判断が分かれていたため、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課すことができることを明確化する趣旨で、法が改正された。

その根拠理由は、個人住民税の定率10%課税への改正により、課税所得900万円以下の場合、①所得税は総合課税を選択した方が有利、②住民税は申告不要が有利となっていることにより、所得税で総合課税を選択した場合は、住民税でも総合課税を選択したとみなし、住民税、国民健康保険料、介護保険料、保育料、後期高齢者保険料等（以下「住民税等」という。）に不利な影響を及ぼしていたため、その解消のための趣旨で改正された。

仮に、所得税で総合課税を選択した場合に、地方税で「申告不要制度を選択」適用の申告が必要との解釈であれば、制度上、所得税で総合課税を選択した者全員が、上記の不利な影響解消のため、地方税でも、「申告不要制度を選択」適用のための申告が必要となり、税制改

正の趣旨である納税義務者の意思に反し、又、納税者及び地方公共団体の手続負担が増大し、住民税の税務処理が不能となる。

上記の不利な影響を受けるため、納税義務者の意思等を勘案し、便宜を図り、法第313条第12項を規定し原則有利な申告不要とし、総合課税を選択する場合の例外規定とし、同条第13項を規定している。

同条第13項の趣旨は、上場株式等に係る譲渡損失の金額・繰越控除の適用がある場合、申告分離課税方式を選択して損益通算・損失の繰越控除を適用した方が有利な場合があるからである。

処分庁の誤った文理解釈は、税制改正の立法趣旨である納税義務者の意思に反している。また、処分庁は、大綱の趣旨内容に対する反論を行わず、弁明書で認めている。

(2) 法第313条第12項及び第13項の文理解釈

ア 法第313条第12項の規定内容は、住民税の算定において総所得金額は、特定配当等の金額を除外して算定する原則規定である。

すなわち、本規定は所得税法（昭和40年法律第33号）ではなく法の独立した法令であり、所得税で総合課税を選択した申告納税者を含め、住民税での原則申告不要制度を明確にした規定である。

この規定により、住民税での「申告不要制度を選択」適用のための住民税申告が不要となり、税制改正の趣旨である、所得税で総合課税を選択した者全員が不利な影響を受けていた状況の解消を行っている。

そのため、住民税に関する事項欄は改正前と同様で、所得税と住民税では配当所得の計算方法が異なっているので、所得税で申告しないことを選択した非上場株式の少額配当等の記載欄はあるが、選択規定ではなく原則申告不要である、本件特定配当金等に係る所得の地方税での申告不要制度の選択の記載欄は設けられていない。

イ 法第313条第13項の主文は、「前項〔第12項〕の規定は、」特定配当等に係る所得が生じた年の翌年4月1日の属する年度分の地方

税申告書に省令事項の記載があるときは適用しない。

すなわち、同条第13項は同条第12項の補完（例外）規定であり、地方税申告書に総務省令（以下「省令」という。）事項（総合課税の選択）の記載があるときは、前項の原則申告不要制度を適用しないのであり、同条第13項第1号に規定する申告書（以下「地方税申告書」という。）に総合課税の選択（地方税の無申告を含む。）の記載がなければ、同条第12項の原則申告不要制度を適用する、である。

同条第13項は、地方税において、特定配当等に係る所得に対し、総合課税を選択することのできる場合の例外規定である。

所得税確定申告の提出義務者ではなく、国民健康保険料算定等のために地方税申告書を提出する場合に、特定配当金等に係る所得に関する地方税の還付申告を行うことができる内容である。

そのため、地方税での申告不要制度の選択の記載欄が設けられている。

括弧書き前段は、地方税申告書には、その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含み、地方税申告書に省令事項（総合課税の選択）の記載があるときは、同条第12項の原則申告を適用しない、である。

括弧書き前段の趣旨は、納税通知書が送達される時までの期限後地方税申告書にも、主文の趣旨（地方税での総合課税選択）が適用される、である。

括弧書き後段は、地方税申告書には、納税通知書が送達される時までに提出された法第313条第13項第2号に規定する申告書（以下「確定申告書」という。）に省令事項（申告分離課税の選択）の記載があるときは、同条第12項の原則申告不要制度を適用しない、である。

括弧書き後段の趣旨は、確定申告書において、省令事項である申

告分離制度を適用し、損益通算又は損失の繰越制度を適用した納稅義務者の意思等を勘案し、同条第13項の主文の趣旨（地方税での申告分離課税又は総合課税選択）が適用される、である。

ウ 以上により、地方税申告書が無申告であれば、法第313条第12項の規定（原則の申告不要）が適用される。

(3) Q & A 5 （審査請求人が提出したホームページの写し。）

法第313条第12項に記載のとおり、上場株式等の配当については、住民税では原則申告不要の記載がある。

地方税の申告をする場合、総合課税又は申告分離課税のいずれかを選択できる。

地方税の申告（総合課税選択）をする場合、住民税等に不利な影響があるとの内容の記載がある。

平成29年度税制改正趣旨の、上場株式等に係る配当所得について所得税と住民税で別々の課税方式が採用できることの明確化及び申告不要制度の有利性の記載である。

上記のとおり、神戸市主張内容の記載はない。

(4) 神戸市記載の根拠条文 法第313条第15項

本件通知書の通知理由には、法第313条第13項及び第15項を根拠条文と記載しており、本件に適用する条文を間違っている。

法第313条第13項の冒頭には、「前項〔第12項〕の規定は」の記載があるとおり、同条第13項は同条第12項の補完（例外）規定であり、処分庁は審査理由書に記載のとおり、同条第12項を無視し、同条第13項に記載の法適用申告書と所得税法適用申告書を「括弧書きを含め内容的に同じ」と文理解釈し、法と所得税法を混同している。

本件確定申告書に、処分庁が主張する省令で定める事項の記載はなく、同条第12項が適用される。処分庁の弁明書には、処分庁が省令で定める事項の記載があると主張する、記載箇所（総務省令の条文）が明示されていない。

同条第15項は、譲渡所得に関するもので、本件とは直接関係はなく、
本件の根拠条文とはなり得ない。

(5) 本件納税通知書について

本件納税通知書の内容は、法第313条第12項に反しており違法である。

(6) 本件申告1について

審査請求書に添付した法第313条第13項には、処分庁が主張する「特定配当金等に係る所得について記載のある特定配当等申告書が提出されたものとみなし」というみなし規定は記載されていない。

また、処分庁が根拠と主張する同条第13項第2号の規定は存在せず、明示もされておらず内容不明である。

すなわち、本件確定申告書提出により、同条第12項を適用しないとの記載は同条第13項には記載されていない。

同条第13項は、地方税申告書及び確定申告書に特定配当金等に係る所得の明細に関する事項その他省令で定める事項の記載があるときは、当該特定配当金等に係る所得の金額については、法第313条第12項を適用しない、と規定されており、確定申告書に省令事項（申告分離課税選択）の記載があるときは、法第313条第12項を適用しない、である。

本件確定申告書に地方税における本件申告不要制度（法313条第12項）の選択に関する省令事項の記載項目はない。そのため、本件確定申告書の地方税に関する事項欄に記載欄は設けられていない。

処分庁は「省令で定める事項の記載」箇所及び記載内容を明示していない。

よって、本件は同条第13項に關係がなく、同条第13項の適用はない。

(7) 本件申告2について

法第313条第12項の適用を受けるために、本来不要な本件申告2を行ったものであり、本件申告2を行わなければ(5)の主張である本件審

査請求も行うことはできない。

また、(6)に記載のとおり、本件は同条第13項記載の地方税期限後申告に關係がなく、変更することを求めていいるのではなく、同条第13項の適用はないと主張しているのである。

本件市民税等申告書は、申告不要制度（同条第12項）を適用せず、総合課税を選択し地方税の還付申告を申告期限後納税通知書送達まで認めることである。

(8) 神戸市の対応について

課税庁として、法令に従い納得のできる説明義務があるにも関わらず、大綱の趣旨を無視し、窓口での説明もなく、本件通知書に根拠条文として本件対象外の規定である法第313条第15項を記載し、弁明書に根拠条文として存在しない法第313条第13項第2号を記載し、省令で定める事項の記載も示さず、租税法律主義を無視した、非常に不誠実な詐欺行為・対応である。

(9) 結論

根拠法令である法第313条第12項及び第13項の解釈については、現状では市町村ごとで法令の解釈が異なり、それに伴い取扱いも全く違うことが判明しており、例えば、下記のような解釈に大別されている。

① 平成30年度当初に送付される納税通知書が届くまでの間に申出がなかった場合は、申告不要の選択はできない。住民税の還付申告もできない。改正の趣旨に反し、国民健康保険料等の負担は増額する。
(神戸市主張)

② 平成30年度当初に送付される納税通知書が届くまでの間に申出がなかった場合は、特定配当等に係る所得は源泉課税された分で確定（法同条第12項）し、必然的に申告不要の状態になり、申告不要の選択する届も要しないし、改正の趣旨どおり、国民健康保険料等への影響も当然ない。（審査請求人主張）

地方自治体の法の解釈の相違であり、通知者であり非審査請求人

である市長が審査を行い、根拠なき却下を続けるのではなく、税制改正の立法趣旨を踏まえ、総務省に本来の改正趣旨の問い合わせを行い、国として統一した法令見解を受け、文理解釈に沿った処理を行うべきではないか。

以上のことより、地方納税者の不利な負担解消のための、平成29年度税制改正の趣旨からして、本件否認処分の内容は、同条第13項及び第15項の法解釈の曲解であり、同条第12項及び第13項に違反しており違法である。

よって、上場株式等に係る配当所得の住民税の計算において、住民税は申告不要制度が適用されるとする更正を求める。

2 審査序

本件審査請求については、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 特定配当等の係る所得に対する市民税等の課税方式

ア 市民税について

法第313条第12項は、市民税に関する所得割の課税標準たる前年度の所得について算定した総所得金額について、特定配当等に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得を除外して算定すると規定している。

一方で、同条第13項本文は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の「特定配当等申告書」に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記

載があるときは、同条第12項は適用しないと規定している。ここで、その他総務省令で定める事項とは、法第37条の4及び第314条の9第1項の規定により所得割額から控除する配当割額その他参考となるべき事項をいう（地方税法施行規則（昭和29年總理府令第23号）第1条の12の2第1項）。

また、同条第13項本文を適用するには、「特定配当等申告書」が市民税の納税通知書が送達される時までに提出される必要があるが、これには地方税申告書のほか、確定申告書も含まれる。

イ 県民税について

特定配当等の係る所得に対する県民税に関する課税方式についても、市民税に関する上記規定と同内容の規定が置かれている（法第32条第12項及び同条第13項）。

(2) 本件否認処分の適法性

ア 審査請求人は、本件納税通知書が同人に送達される前である平成30年3月10日に本件確定申告書により本件申告1を行った。本件確定申告書には、特定配当等に係る所得の明細に関する事項及び上記配当割額についての記載がある。このため、審査請求人の平成30年度の市民税等については、法第313条第13項本文及び法第32条第13項本文により法第313条第12項及び法第32条第12項は適用されないことになる。

イ これに対し、審査請求人は、平成30年8月20日に平成30年度の市民税等について特定配当等に係る所得に関し申告不要制度を選択する旨の本件市民税等申告書を提出し本件申告2を行っている。

この点、法第313条第13項ただし書及び法第32条第13項ただし書は、地方税申告書と確定申告書のいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認める場合は、この限りではない（法第313条第12項及び法第32条第12項を適用す

る)と規定している。確かに、法第313条第13項ただし書及び法第32条第13項ただし書には、法313条第13項本文及び法32条第13項本文のように地方税申告書又は確定申告書について市町村民税及び道府県民税の「納税通知書が送達される時までに提出された」という文言が明記されていないが、法第313条第13項ただし書及び法第32条第13項ただし書は、法第313条第13項本文及び法第32条第13項本文を受けて規定されていることからすると、法第313条第13項ただし書及び法第32条第13項ただし書にいう地方税申告書又は確定申告書についても市町村民税及び道府県民税の「納税通知書が送達される時までに提出された」ものである必要があると解すべきである。

そうすると、本件では、本件申告2は本件納税通知書が審査請求人に送達された後の平成30年8月20日に行われたものであり、本件市民税等申告書は市民税等の「納税通知書が送達される時までに提出された」ものではないから、法第313条第13項ただし書及び法第32条第13項ただし書に基づき法第313条第12項及び法32条第12項(申告不要制度)を適用する余地はない。

ウ 従って、処分庁が本件申告2にもかかわらず法第313条第13項ただし書及び法第32条第13項ただし書によって法第313条第12項及び法第32条第12項を適用することなく本件否認処分を行ったことは適法である。

第5 調査審議の経過

平成31年3月22日 第1回審議
平成31年4月16日 第2回審議
令和元年5月17日 第3回審議
令和元年6月14日 第4回審議
令和元年7月12日 第5回審議
令和元年8月5日 第6回審議

第6 審査会の判断

1 法第313条第12項及び第13項の規定について

- (1) 法第313条第13項ただし書の規定は、審査請求人の主張にあるように、大綱の一6(9)に掲げる「上場株式等に係る配当所得等について、市町村が納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課すことができることを明確化する。」という方針を受けて、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）により、新たに追加されたものである。
- (2) 従前から置かれていた法第313条第13項本文の規定によれば、個人の市民税の所得割の課税標準の算定根拠となる地方税申告書（法第317条の2第1項の規定による申告書（法第313条第13項第1号））及び確定申告書（法第317条の3第1項に規定する確定申告書（法第313条第13項第2号））が市民税等の納税通知書が送達される時までに提出され、当該申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記載があるときは、法第313条第12項の規定（申告不要方式）を適用しないこととされている。
- (3) しかし、地方税申告書及び確定申告書のいずれもが提出された場合の取扱いについては具体的な定めがなかったため、法第313条第13項ただし書を加えることにより、これらのいずれもが提出された場合には、「申告不要方式を適用しない」とする同項本文の規定を適用しないことを明文化し、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課すことができることを明確化したものであって、従前の取扱いを改めたものではない。
- (4) また、大綱がその改正趣旨について「納税義務者の意思等を勘案し」と掲げていることからも、課税方式の選択については、納税義務者が自らの意思を表示することが必要であると解される。例えば、確定申告により所得税における課税方式を総合課税とした場合、市民税について法第313条第12項の規定を適用し、申告不要方式とするためには、

確定申告書とは別に、申告不要方式を求める旨を記載した地方税申告書を提出し、同条第13項ただし書により同項本文の適用を除外させることが必要である。よって、地方税申告書が無申告であれば、法第313条第12項の規定（申告不要方式）が適用されるとする審査請求人の主張は、採用できない。

- (5) 以上のとおり、法第313条第13項ただし書の規定は、特定配当等申告書として地方税申告書と確定申告書の両方が提出されている場合において、納税義務者の意思等を勘案し、同項本文の適用を除外する規定であるから、所得税と異なる課税方式を選択するには、当該所得税と異なる課税方式を選択する旨を示した住民税申告書を市民税等の納税通知書の到達前までに当該市町村長へ提出する必要性がある。（なお、県民税における法第32条第12項及び第13項の適用関係は、これら市民税における法第313条第12項及び第13項の関係と同様である。）

2 本件否認処分の適法性

- (1) 審査請求人は、本件納税通知書が同人に送達される前である平成30年3月10日に本件確定申告書により本件申告1を行った。本件確定申告書には、特定配当等に係る所得の明細に関する事項及び上記配当割額についての記載がある。このため、審査請求人の平成30年度の市民税等については、法第313条第13項本文及び法第32条第13項本文の規定により、法第313条第12項及び法第32条第12項は適用されないことになる。
- (2) これに対し、審査請求人は、平成30年8月20日に平成30年度の市民税等について特定配当等に係る所得に関し申告不要制度を選択する旨の本件市民税等申告書を提出し本件申告2を行っている。一方、処分庁は、平成30年6月12日に審査請求人宛に本件納税通知書を発送している。法第20条第4項の規定によれば、通常の取扱いによる郵便によって同条第1項に規定する書類を発送した場合には、その郵便物は通常到達すべきであった時に送達があったものと推定されるところ、日

本郵便のホームページに掲載されている配達の目安によると、処分庁の事務所から審査請求人の住所への郵便物は通常翌日には送達されるものとされていることからすると、本件納税通知書は、遅くとも同年6月15日頃には送達されていたものと推定され、審査請求人から推定を覆す主張もされていない。

そうすると、本件では、本件申告2は本件納税通知書が審査請求人に送達されたと推定される平成30年6月15日頃よりも後の平成30年8月20日に行われたものであり、本件市民税等申告書は市民税等の「納税通知書が送達される時までに提出された」ものではないから、法第313条第13項ただし書及び法第32条第13項ただし書に基づき法第313条第12項及び法32条第12項（申告不要制度）を適用する余地はない。

(3) 従って、処分庁が法第313条第13項ただし書及び法第32条第13項ただし書によって法第313条第12項及び法第32条第12項を適用することなく本件否認処分を行ったことは適法である。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件否認処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

よって、本件否認処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会長 水谷恭子

委員 興津征雄

委員 大原雅之